

議案第 173 号

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例の制定について  
さいたま市市長等の給料の特例に関する条例を次のように定める。

平成 21 年 11 月 25 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第 1 条 市長、副市長、水道事業管理者及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の給料月額は、さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 40 号）第 3 条第 1 号から第 4 号までの規定にかかわらず、市長にあっては同条第 1 号に定める給料月額からその額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額、副市長にあっては同条第 2 号に定める給料月額からその額に 100 分の 7 を乗じて得た額を減じた額、水道事業管理者及び常勤の監査委員にあっては同条第 3 号及び第 4 号に定める給料月額からその額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長等の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条第 1 号から第 4 号までに定める額とする。

(教育長の給料月額の特例)

第 2 条 教育長の給料月額は、さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 109 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、教育長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 25 年 5 月 26 日限り、その効力を失う。